

平成九年環境庁告示第八十七号（環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項）（抄）
 （傍線部分は変更部分）

改正案	現行
<p>第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>一 一般的事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p>	<p>第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>一 一般的事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の現状に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。</p> <p>(5) (7) (略)</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。</p>

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

三 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつての一般的留意事項

(1) 事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、当該情報には、当該事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報が含まれるよう定めるものとする。また、事業特性に関する情報の把握に当たつての留意事項として、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握することが含まれるものとする。地域特性に関する情報の把握に当たつての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても把握することが含まれるものとする。

(2) 事業者が、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手

(4) 別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目又は廃棄物等に関し、それらの発生量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

三 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつての一般的留意事項

(1) 事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつて一般的に把握すべき情報の内容及びその把握に当たつての留意事項を、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、当該情報には、当該事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報が含まれるよう定めるものとする。また、地域特性に関する情報の把握に当たつての留意事項として、入手可能な最新の文献、資料等に基づき把握すること、これらの出典が明らかにされるよう整理すること、並びに当該地域において国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容についても把握することが含まれるものとする。

法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(3) 事業者が、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(4) 環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

四 環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1) 環境影響評価項目等選定指針において、対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容を明らかにするとともに、この内容を踏まえつつ、別表に掲げる影響要因の細区分の内容を規定し、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「参考項目」という。）を明らかにするものとする。この場合において、次の事項に留意するものとする。

アイイ（略）

(2) 個別の事業ごとの環境影響評価の項目の選定に当たっては、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分し

(2) 環境影響評価の実施中において環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意すべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

四 環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1) 環境影響評価項目等選定指針において、対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容を踏まえつつ、別表に掲げる影響要因の細区分の内容を規定するとともに、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「標準項目」という。）を明らかにするものとする。この場合において、次の事項に留意するものとする。

アイイ（略）

(2) 個別の事業ごとの環境影響評価の項目の選定に当たっては、それぞれの事業ごとに、事業特性及び地域特性に関する情報、法第

た上で、参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、法第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分を明らかにすべき旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響要因が整理されるものとする。

五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(1) (略)

ア 調査すべき情報の種類及び調査法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとする。地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとする。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ適切な調査法を設定するものとする。

イ ウ (略)

エ 調査の期間及び時期

第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等により、標準項目に検討を加え、必要に応じ標準項目以外の項目を選定すること、又は標準項目として掲げられた項目を選定しないことができる旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(1) (略)

ア 調査すべき情報の種類及び調査法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとする。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ適切な調査法を設定するものとする。

イ ウ (略)

エ 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとする。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間が確保されるものとする。また、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されるものとする。

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとする。

オカ (略)

(2) (略)

アウ (略)

エ 予測の対象となる時期

予測の対象となる時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分勘案し、供用後の定常状態及び影響が最大になる時期（当該時期が設定されることができる場合に限る。）、工事の実施による影響が最大になる時期等について、選定項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期が設定されるものとする。

また、工事が完了した後の土地等の供用後定常状態に至るまでに長期間を要し、若しくは予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じて中間的な時期での予測が行われるものとする。

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に

に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとする。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間が確保されるものとする。

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとする。

オカ (略)

(2) (略)

アウ (略)

エ 予測の対象となる時期

予測の対象となる時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分勘案し、供用後の定常状態及び工事の実施による影響が最大になる時期等について、選定項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期が設定されるものとする。

また、供用後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合には、必要に応じて中間的な時期での予測が行われるものとする。

オ 予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理されるものとする。

カ 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合等）においては、現在の環境の状態と（ ）を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとする。この場合において、地域の将来の環境の状態は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定されるよう努めるものとする。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であつて、将来の環境の状態の推定に当たつて当該環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとする。

キ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(3) (略)

ア 環境影響の回避・低減に係る評価

オ 予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるように整理されるものとする。

カ 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合等）においては、現在の環境の状態と（ ）を勘案して行うものとし、将来の環境の状態は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定されるよう努めるものとする。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であつて、将来の環境の状態の推定に当たつて当該環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとする。

キ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。

(3) (略)

ア 環境影響の回避・低減に係る評価

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理されるものとする。

なお、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で行われるものとする。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討
 評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。

なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても、当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。

ウ (略)

(4) 環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、対象事業の種類ごとの

建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。

なお、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で行われるものとする。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討
 評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。

ウ (略)

(4) 環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、対象事業の種類ごとの

一般的な事業の内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、事業者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法（以下「参考手法」という。）を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

(5) 参考手法を定める場合には、環境影響評価項目等選定指針において、個別の事業ごとの調査及び予測の手法の選定に当たって、それぞれの事業ごとに参考手法を勘案しつつ事業特性及び地域特性に関する情報、法第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定すべき旨、定めるものとする。

六 参考項目又は参考手法を勘案して項目又は手法を選定するに当たつての留意事項

参考項目又は参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、法第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ、項目及び手法を選定するに当たつての留意事項として、以下の内容を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(1) 参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容と個別の事業の内容との相違を把握するものとする。

(2) 環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明

一般的な事業の内容を踏まえつつ、標準項目の特性、標準項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、事業者が地域特性等を勘案するに当たつての基礎となるものとして、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、標準的な調査又は予測の手法（以下「標準手法」という。）を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

(5) 標準手法を定める場合には、個別の事業ごとの調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、それぞれの事業ごとに、事業特性及び地域特性に関する情報、法第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等により、標準手法に検討を加え、必要に応じ標準手法以外の調査又は予測の手法を選定することができる旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

六 標準項目又は標準手法を踏まえて項目又は手法を選定するに当たつての留意事項

(1) 標準項目として掲げられた項目を選定しないこと又は標準手法以外のより簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することができるとした場合の考え方（以下「簡略化の考え方」という。）及び標準項目以外の項目を選定するよう又は標準手法以外のより詳細な調査若しくは予測の手法を選定するよう留意すべき場合の考え方（以下「重点化の考え方」という。）について、それぞれ環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

この場合において、簡略化の考え方には、環境への影響がないか又は影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合、影響を受

らかな場合、影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかの場合、類似の事例により影響の程度が明らかの場合等においては、参考項目を選定しないこと又は参考手法よりも簡略化された形の調査若しくは予測の手法を選定することができる。

(3) 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等においては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法を選定するよう留意すべきこと。

第三 環境保全措置指針に関する基本的事項

一 (略)

二 環境保全措置の検討に当たつての留意事項

環境保全措置の検討に当たつての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) (3) (略)
- (4) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討すると

ける地域又は対象が相当期間存在しないことが明らかの場合、類似の事例により影響の程度が明らかの場合等が含まれるものとする。また、重点化の考え方には、事業特性により標準項目以外の項目による環境への影響が懸念される場合、環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等が含まれるものとする。

(2) 事業者が、標準項目以外の項目を選定する場合、標準項目として掲げられた項目を選定しない場合又は標準手法以外の調査若しくは予測の手法を選定する場合には、その理由を明らかにすることが必要である旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(3) 事業者が、標準項目又は標準手法を踏まえて項目又は手法を選定するに当たつては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討が行われるよう、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

第三 環境保全措置指針に関する基本的事項

一 (略)

二 環境保全措置の検討に当たつての留意事項

環境保全措置の検討に当たつての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) (3) (略)
- (4) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討すると

ともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにするものとする。

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

(6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア～ウ（略）

ともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとする。

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理すること。

(6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア～ウ（略）

第四 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読替え
 法第四十条第一項の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者^一に代わる場合において、第二の適用については、一(6)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の」と、三(1)から(3)まで中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の」と、五(1)及び(2)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者による」と、同(3)中「事業者による」とあるのは「都市計画決定権者による」と、「事業者により」とあるのは「都市計画決定権者により」と、同(4)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。

第五 その他

本基本的事項並びにこれに基づき主務大臣が定める基準及び指針に用いられる科学的知見については、常にその妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び環境影響評価の実施状況に係る検討を踏まえ、本基本的事項並びに基準及び指針について、必要な改定を随時行うものとする。特に、本基本的事項の内容全般については、五年度^二ことを目途に点検し、その結果を公表するものとする。

第四 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読替え
 法第四十条第一項の規定により、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者^一に代わる場合において、第二の適用については、一(6)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の」と、三(1)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の」と、五(1)及び(2)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者による」と、同(3)中「事業者による」とあるのは「都市計画決定権者による」と、「事業者により」とあるのは「都市計画決定権者により」と、同(4)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、六(2)及び(3)中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。

第五 その他

本基本的事項並びにこれに基づき主務大臣が定める基準及び指針に用いられる科学的知見については、常にその妥当性についての検討を行うとともに、当該検討及び環境影響評価の実施状況に係る検討を踏まえ、本基本的事項並びに基準及び指針について、必要な改訂を随時行うものとする。特に、本基本的事項の内容全般については、五年度^二ことを目途に点検し、その結果を公表するものとする。